

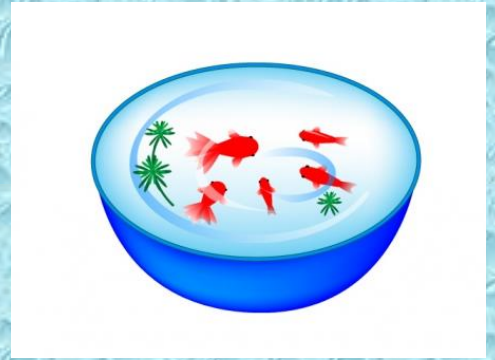
# おりづる

上杉在宅介護  
支援センター  
通信  
平成27年夏号

残暑の候 吹く風に夏の終わりをを感じる今日  
この頃ですが、皆様お元気にお過ごしでしょ  
うか？

そろそろ夏の疲れが出る頃かもしれません  
ね。食事と睡眠をしっかりとられ、くれぐれも  
風邪などひかないようお気をつけてください。

さて、今回は8月からの介護保険利用料金  
変更にかかわる説明をさせていただきます。



## 《介護保険のお話 ～平成28年8月改正について～》

平成27年8月より介護保険のサービス利用料の自己負担額が改正になりました。平成27年7月までは全利用者一律に介護保険負担9割・自己負担1割負担でしたが、一定の所得がある方は介護保険8割・自己負担2割となります。

理由としては、「今後も介護保険を存続させ相互扶助を継続することができるよう、平等性を図るため」とのことです。

そこで、今回は自己負担割合にかかわる新たな基準についてお知らせいたします。

【自己負担額について】 ※65歳上の介護保険被保険者の方対象

- ・ご本人様の合計所得額**160万円以上**の方 ⇒**2割負担**
- ・ご本人様の合計所得額**160万円以上**で同一世帯の65歳以上の方(単身)の課税年金収入と年金以外の合計所得金額が280万円未満の方 ⇒**1割負担**
- ・ご本人様の合計所得金額**160万円以上**で同一世帯の65歳以上の方(2人以上)の課税年金収入と年金以外の合計所得金額が346万円未満の方 ⇒**1割負担**
- ・ご本人様の合計所得金額**160万円未満**の方 ⇒**1割負担**

上記の条件で算定された割合証が各自治体より公布されますので、不明な点については各自治体介護保険係にお問い合わせください。

日本一やさしい居宅介護支援事業所を目指す「上杉在宅介護支援センター」へご相談がございましたら・・・

内科佐藤病院となりオオノビル5階へご連絡下さい！！

・TEL 022-217-2215    ・FAX 022-713-3376

次回秋号は自己負担割合に伴って変更となった「高額介護（予防）サービス費」「70歳未満の方の高額医療合算介護（予防）サービス費の自己負担限度額」について情報をお届けする予定です。